

北海道福祉サービス第三者評価受審証明書交付要領

(目的)

第1条 この要領は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第10条第2項に規定する第三者評価を受審したことを証する書類（以下「受審証明書」という。）の交付に当たっての手続を定めることで、福祉サービスの質の向上、利用者における適切なサービス選択、ひいては第三者評価の正しい理解と受審の促進に資することを目的とする。

(交付対象)

第2条 受審証明書の交付対象者は、北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構（以下「道推進機構」という。）の認証を受けた福祉サービス第三者評価機関が実施する第三者評価を受審し、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第7条第1項が適用となる事業者とする。

(受審証明書の交付)

第3条 道推進機構は、前条の報告が行われた後に、事業者に対して、受審証明書（別記様式）を交付するものとする。

(その他)

第4条 この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行以前に交付された受審証明書については、当要領の制定にかかわらず、有効なものとして取り扱うものとする。

北福機第 号
年 月 日

(事業者名)

(事業者代表者名) あて

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構
社団法人 北海道社会福祉士会会長

福祉サービス第三者評価事業受審証明書の送付について

日頃より、福祉サービス第三者評価事業の普及推進に当たって、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記事業所（施設）の受審について、別添のとおり、受審証明書を交付しますので、今後とも福祉サービス第三者評価事業の普及推進にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 評価実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 事業所・施設名
- 3 評価機関名

評価実施年度

福祉サービス第三者評価 受審証明書

事業者名

事業所・施設名

上記事業者は、福祉サービスの質の向上に向けて、北海道福祉サービス第三者評価を受審し、当機構がその結果を公表したことを証します

サービス種別

評価実施期間

年 月 日から

年 月 日まで

評価機関名

年 月 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 印